

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 3 5 号

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例

総社市放課後児童クラブ施設条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 2 9 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(名称，位置及び定員)			(名称，位置及び定員)		
第 2 条 児童クラブ施設の名称，位置及び定員は，次のとおりとする。			第 2 条 児童クラブ施設の名称，位置及び定員は，次のとおりとする。		
名 称	位 置	定 員	名 称	位 置	定 員
略			略		
常盤小学校区放課後児童クラブ	総社市駅南一丁目 13 番地 13	<u>210 人</u>	常盤小学校区放課後児童クラブ	総社市駅南一丁目 13 番地 13	<u>130 人</u>
施設	総社市駅南一丁目 13 番地 18		施設	総社市駅南一丁目 13 番地 18	
略			略		

附 則
この条例は，公布の日から施行する。